⑶　注４に規定する指定共同生活援助事業所の場合
　㈠　区分６　350単位
　㈡　区分５　304単位
　㈢　区分４　272単位

６　ニについては、一時的に体験的な指定共同生活援助の利用が必要と認められる者に対し、指定共同生活援助（１回当たり連続30日以内のものに限る。）を提供した場合に、障害支援区分に応じ、年50日以内に限り、１日につき所定単位数を算定する。

７　ホについては、経過的居宅介護利用型指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を行った場合に、平成27年３月31日までの間、１日につき所定単位数を算定する。

８　イからホまでに掲げる共同生活援助サービス費（注５に規定する場合を含む。）の算定に当たって、イからニまでについては次の⑴から⑸までのいずれかに該当する場合に、ホについては次の⑴、⑶、⑷又は⑸のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。ただし、⑶及び⑸に該当する場合にあっては、⑶に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た額を、⑷及び⑸に該当する場合にあっては、⑷に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。
⑴　従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合　別に厚生労働大臣が定める割合
⑵　指定共同生活援助の提供に当たって、指定障害福祉サービス基準第213条において準用する指定障害福祉サービス基準第58条の規定に従い、共同生活援助計画（指定障害福祉サービス基準第213条において準用する指定障害福祉サービス基準第58条第１項に規定する共同生活援助計画をいう。以下同じ。）が作成されていない場合　100分の95
⑶　共同生活住居（指定障害福祉サービス基準第207条に規定する共同生活住居をいう。⑷及び⑸において同じ。）の入居定員が８人以上である場合　100分の95
⑷　共同生活住居の入居定員が21人以上である場合　100分の93
⑸　一体的な運営が行われている共同生活住居の入居定員（指定障害福祉サービス基準第210条第２項に規定するサテライト型住居に係る入居定員を含む。）の合計数が21人以上である場合　100分の95

９　利用者が共同生活援助以外の障害福祉サービスを受けている間（居宅介護を受けている間（注５の適用を受けている間又はホの経過的居宅介護利用型共同生活援助サービス費を受けている間に限る。）及び重度訪問介護を受けている間（注５の適用を受けている間又はホの経過的居宅介護利用型共同生活援助サービス費を受けている間に限る。）を除く。）は、共同生活援助サービス費は、算定しない。

１の２　外部サービス利用型共同生活援助サービス費（１日につき）
イ　外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅰ)　257単位
ロ　外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅱ)　211単位
ハ　外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅲ)　181単位
ニ　外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅳ)　120単位
ホ　外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅴ)　287単位

注１　イからホまでについては、障害者に対して、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（指定障害福祉サービス基準第213条の４第１項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。）において、基本サービス（指定障害福祉サービス基準第213条の２に規定する基本サービスをいう。以下同じ。）を行った場合に、所定単位数を算定する。

２　イについては、指定障害福祉サービス基準第213条の４第１項第１号に掲げる世話人（注３及び注４において「世話人」という。）が、常勤換算方法で、利用者の数を４で除して得た数以上配置されているものとして都道府県知事に届け出た外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、基本サービスを行った場合に、１日につき所定単位数を算定する。

３　ロについては、世話人が、常勤換算方法で、利用者の数を５で除して得た数以上配置されているものとして都道府県知事に届け出た外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（注２に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所を除く。）において、基本サービスを行った場合に、１日につき所定単位数を算定する。

４　ハについては、世話人が、常勤換算方法で、利用者の数を６で除して得た数以上配置されているものとして都道府県知事に届け出た外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（注２及び注３に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所を除く。）において、基本サービスを行った場合に、１日につき所定単位数を算定する。

５　ニについては、注２から注４までに定める以外の外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（平成25年厚生労働省令第124号）附則第４条の規定の適用を受ける外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に限る。）において、基本サービスを行った場合に、１日につき所定単位数を算定する。

６　ホについては、一時的に体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助（指定障害福祉サービス基準第213条の２に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助をいう。以下同じ。）の利用が必要と認められる者に対し、基本サービス（１回当たり連続30日以内のものに限る。）を提供した場合に、年50日以内に限り、１日につき所定単位数を算定する。

７　イからホまでに掲げる外部サービス利用型共同生活援助サービス費の算定に当たって、次の⑴から⑷までのいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。
⑴　従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合　別に厚生労働大臣が定める割合
⑵　基本サービスの提供に当たって、指定障害福祉サービス基準第213条の12において準用する指定障害福祉サービス基準第58条の規定に従い、外部サービス利用型共同生活援助計画（指定障害福祉サービス基準第213条の12において準用する指定障害福祉サービス基準第58条第１項に規定する外部サービス利用型共同生活援助計画をいう。以下同じ。）が作成されていない場合　100分の95
⑶　共同生活住居（指定障害福祉サービス基準第213条の３に規定する共同生活住居をいう。⑷において同じ。）の入居定員が８人以上である場合　100分の90
⑷　共同生活住居の入居定員が21人以上である場合　100分の87

８　利用者が外部サービス利用型指定共同生活援助以外の障害福祉サービスを受けている間は、外部サービス利用型共同生活援助サービス費は、算定しない。

１の３　受託居宅介護サービス費
イ　所要時間15分未満の場合　99単位
ロ　所要時間15分以上30分未満の場合　199単位
ハ　所要時間30分以上１時間30分未満の場合　271単位に所要時間30分から計算して所要時間が15分を増すごとに90単位を加算した単位数
ニ　所要時間１時間30分以上の場合　580単位に所要時間１時間30分から計算して所要時間が15分を増すごとに37単位を加算した単位数

注　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の利用者（区分２以上に該当する利用者に限る。）に対して、受託居宅介護サービス事業所の従業者が受託居宅介護サービス（指定障害福祉サービス基準第213条の２に規定する受託居宅介護サービスをいう。以下同じ。）を行った場合に、現に要した時間ではなく、外部サービス利用型指定共同生活援助の提供時間帯において、外部サービス利用型共同生活援助計画に位置付けられた内容の受託居宅介護サービスを行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。